

## 奈良県告示第四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保  
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十九年三月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡十津川村大字出谷一一六九の一、一一六九の二、  
一一七〇、一一七一の一、一一七一の二、一二七二、一一七三、一一七四の一、一一  
七四の二、一一七八、一四七一、一七二〇

二 指定の目的 水源の涵養かんよう

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次」とおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林整備課及び十津川村  
役場に備え置いて縦覧に供する。)